

令和6年度公園及び児童遊園等監査の結果について

地方自治法第199条第9項の規定に基づき、下記のとおり監査の結果を公表します。

令和6年5月23日

東京都北区監査委員	佐藤明充
同	西村泰信
同	ふるたしのぶ
同	石川さえだ

なお、監査にあたっては、戸枝大幸前監査委員、青木博子前監査委員が関与しました。

記

1 監査実施日及び監査対象

令和6年4月17日（水）

新河岸大橋、浮間つり堀公園、赤羽台さくら並木公園、
柳田公園、豊島馬場遺跡公園、中十条公園

令和6年4月18日（木）

東台橋、田端新町一丁目児童遊園、滝野川馬場児童遊園

2 監査事項及び範囲

公園5箇所、児童遊園2箇所、橋りょう2箇所、の計9箇所を抽出し、施設の管理状況について監査を実施した。

3 監査の主な着眼点

- (1) 公園等の安全対策は適切に行われているか。
- (2) 公園等の施設及び設備の維持管理は適切に行われているか。
- (3) 利用者にとって利用しやすいような配慮は行われているか。

4 監査の結果

公園、児童遊園、橋りょう各施設の管理については、おおむね適正に行われていると認められた。

しかしながら、一部には次に示すような、指摘事項があったので、是正、改善を図られたい。検討結果については、後日報告されたい。

また、監査報告書に記載するに至らない軽易な事項については、口頭により注意したので、速やかに対応されたい。（施設に関する事項 21件）

【指摘事項】

- 1 滝野川馬場児童遊園において、区の所有ではない老朽化し一部破損した構造物（小屋、電線を含む）が、東京都北区立児童遊園条例 第三条ただし書に定める区長の許可を受けずに設置されていた。

安全性及び建物の防火性等を鑑み、適正な施設の管理運営へ改善されるよう、検討されたい。（道路公園課）